



凡 例	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域

用途地域等見直し概要

- ①第一種低層住居専用地域の建ぺい率・容積率の見直し (No1)
第一種低層住居専用地域建ぺい率30%容積率60%外壁の後退距離1mの区域(都市計画公園・緑地等一部の区域を除く)を、第一種低層住居専用地域建ぺい率40%容積率80%外壁の後退距離1mに見直す区域
- ②敷地面積の最低限度の指定
第一種・第二種低層住居専用地域は、敷地面積の最低限度を120㎡に指定する。(図面表記なし)
- ③高度地区における絶対高さの指定
第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域・準住居地